

豊郷町観光協会のキャラクター「よいとちゃん」の着ぐるみの派遣に関する要綱

豊郷町観光協会のキャラクター「よいとちゃん」の着ぐるみの、各イベントへの派遣（以下「派遣」という。）に関して、必要な事項を次のとおり定める。

1. 派遣基準

派遣は、次の掲げる項目のいずれか一つに該当する場合とし、原則として着ぐるみの被服のみの貸し出しは行わない。

- (1) 豊郷町観光協会が実施または参加する事業・催事およびキャンペーン等のPR活動
- (2) 地域創造事業に採択された事業で、不特定多数の住民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる事業
- (3) 豊郷町観光協会が推進する広域連携施策（湖東定住自立圏推進事業、びわ湖・近江路観光圏、びわこ湖東路観光事業）として実施する事業・催事
- (4) 公共的団体等が主催する事業・催事で、不特定多数の市民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる公共性の高い事業・催事
- (5) 民間商業施設等が主催する事業・催事で、不特定多数の来訪者の参加とPR効果を見込むことができる広告性の高い事業・催事
- (6) 企業広告として「よいとちゃん」のイメージキャラクターに沿ったもので、広告性の高い事業・催事
- (7) その他、会長が必要と認める事業・催事

2. 派遣要請

派遣を要請する者は、派遣を希望する日の20日前までに「よいとちゃん」派遣要請書（別紙様式第1号）を豊郷町観光協会に提出しなければならない。

3. 派遣の時間

出務時間は、1回30分間以内とし、1日3回までの出務とする。

また、豊郷小学校旧校舎群内で出務している時間帯は派遣できない。

4. 派遣の人員

派遣は、原則として「よいとちゃん」の着ぐるみに入る人員(アクター)1名、着脱時の補助及び誘導の為に補助員1名を当観光協会が手配する。ただし補助員については、当観光協会の手配出来ない場合、派遣要請者側で手配して頂くこととする。

5. 出演料等について

- (1) 派遣基準項目(5)および(6)の場合は、原則として出演料を徴する。また、豊郷町外の自治会や事業所等の派遣要請についても、原則として徴する。
- (2) 出演料の明細は、アクター1万円・補助員1万円・クリーニング代等の経費1万円・交通費(往復)とする。
- (3) 派遣要請者側で補助員を手配した場合は、補助員料は徴しない。
- (4) 豊郷の観光PR等に相当の効果があると認められた場合は出演料を減免することができる。

6. その他条件

- (1) 派遣を承認している場合であっても、雨天の場合、屋外の派遣はできない。
- (2) 7月1日から9月30日の間は、屋外および冷房設備の無い場所への派遣を承認しない場合がある。
- (3) 派遣に要する着ぐるみの運送費(宅配)については、派遣要請者の負担とする。
- (4) 派遣要請者が故意または過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨を豊郷町観光協会に連絡し、かつその請求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。